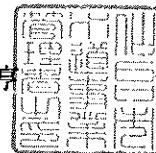


社団法人日本建築学会

東北支部長 田中 礼治 様

仙台市水道事業管理者 高橋 亨



「荒巻配水所旧管理事務所の保存に関する要望書」への回答について

平成 23 年 7 月 19 日付で貴職から要望がありました事項につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

国登録文化財となっている荒巻配水所旧管理事務所につきましては、本市といたしましても歴史的価値を十分認識しており、関係機関とも調整を図りながら旧管理事務所の保存方法について慎重に検討してまいりました。

しかしながら、現在地に建物を残置する場合、あるいは建物を移動する場合など、いかなる方法（工法）でも、不安定な建物直下での作業が伴うことから、このような危険な作業を実施させることは発注者として安全管理上認められません。

現在建物は、市道（通称うなり坂）に最も近い位置で、支持する枕木の架台が最も高い状態で崩落し、非常に危険な状態で静止しております。加えて大規模な余震発生に十分な警戒が必要であると叫ばれていることや、これから台風シーズンを迎えようとしている中、建物が市道側に滑動あるいは倒壊した場合、通行者や通行車両に重大な危害を及ぼす恐れがありますし、応急措置として倒壊防止用の支柱を設置しておりますが、これまでの余震により支柱が外れるなど、安全対策を講じていても、すべての危険解消までは至っていない状況にあります。

従いまして、通行者の安全確保を直ちに行わなければならない状況の中で、ご意見にありました「安全を確保しながら保存措置を敢行できる余地」はないものと考えております。

また、「震災を乗り越えた被災遺産として復興のシンボルになるべき存在」とのご意見や、保存への協力のお申し出もございましたが、最優先に行うべきは一刻も早く現場周辺の安全確保を行うことが、責任ある施設管理者の務めであると存じます。

地震という不可避な自然現象により、我々の先達が築きあげた施設を解体せざるを得ないことは誠に不本意ではありますが、安全の確保が最優先されるべきと存じますので、人に危害を与える恐れがある以上、早急に建物を解体しなければならないという苦渋の決断をせざるを得ない事情を何卒お察しいただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。